

入札監理小委員会  
第670回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第670回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年9月27日（火）15：50～16：35

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

- 「さいたま新都心合同庁舎1号館」の管理・運營業務（財務省）
- 国立研究開発法人科学技術振興機構の外国人研究者宿舎生活サポート等業務（国立研究開発法人科学技術振興機構）

### 3. 閉会

#### <出席者>

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員、清水専門委員

#### （財務省）

関東財務局総務部

横井合同庁舎管理官、池田合同庁舎管理第2係長

#### （国立研究開発法人科学技術振興機構）

国際部

小林国際部長、賀持調査役

#### （事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ちょうど時間になりましたので、ただいまから第670回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに「さいたま新都心合同庁舎1号館」の管理・運営業務」の実施要項（案）につきまして、財務省関東財務局、横井合同庁舎管理官から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。それでは、よろしくをお願いいたします。

○横井管理官 財務省関東財務局合同庁舎管理官の横井と申します。よろしく申し上げます。

本日は、「さいたま新都心合同庁舎1号館」の管理・運営業務」の実施要項（案）につきまして、御審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

初めに、当庁舎の管理・運営業務につきまして、これまでの経緯について概略を説明させていただきます。

お配りしております資料A-3、「さいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運営業務概要」を御覧ください。下半分に業務内容としてまとめております。平成25年度以前は、10契約に分けて、毎年度、一般競争入札により民間委託をしておりましたが、平成26年度から28年度、平成29年度から令和元年度の2回は、業務を1つに集約して入札を実施、そして現在の令和2年度から4年度までについては、3つの業務に分割という形で、これまで3期にわたり、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施してきたところでございます。

それでは、今回の実施要項（案）について、主な変更点を説明させていただきます。

実施要綱（案）は3つございます。1つ目が電気機械設備等運転・保守管理業務、以下「設備点検等業務」と称させていただきます。2つ目が清掃業務、3つ目が警備業務となっております。業務仕様書以外の部分につきましては、3業務とも基本的にほぼ同じ内容となっておりますので、一例として、清掃業務における実施要項（案）を基に説明させていただきます。

それでは資料A-2、実施要項（案）8ページを御覧ください。3. 入札参加資格に関する事項の（4）において、代表企業の競争参加資格について、従前までは「A」等級のみでありましたが、今回から「B」等級まで拡大いたしました。こちらは、本年4月の事業評価に係る御審議の中で、競争参加資格の見直しについて御意見をいただきましたことを踏まえて、現状「A」等級のみとしている点につき検討を行い、変更をしたものです。

さいたま市役所など、近隣の公的施設の管理業者にヒアリングを行ったところ、「B」等

級まで拡大されれば、清掃業務での入札への参加を前向きに検討する旨、回答した業者が複数ございました。また、清掃に限らず、設備点検等業務、警備業務でも入札参加したいとの回答があり、3業務ともに「B」等級への拡大について、入札参加への前向きな業者の声を確認することができました。そのため、今回から「A」または「B」等級と競争参加資格を拡大し、競争性を確保することとしたものです。

次に、同じく8から9ページの(9)、(10)及び(13)の項目の変更について説明いたします。

(9)及び(10)につきましては、従来の掲載位置を前に移動したものでございます。これは、納税証明書の提出や社会保険料納入確認書等の提出要件につきまして、入札参加グループでの参加の場合に、代表企業だけでなく、グループ企業も含めた全ての業者に適用されることを、(13)入札参加グループでの入札参加についての②の項目で説明をしておりますが、これまでは次の9ページで消し込みをされております元の(13)、(14)にございますように、必要要件を説明した項目の後に記載されていたことから、代表企業だけではなく、全ての業者が当該要件を満たすことが必要であることが分かるよう、記載する箇所を前に変更いたしました。

なお、(13)につきましては、項番の変更のみでございます。

この変更は、当局が先日実施したパブリックコメントにおいて、この2つの要件が代表企業のみにも適用されるのか、グループ企業を含めた全ての参加業者に適用されるのかとの御質問を受けたことを踏まえ、全ての参加業者に適用されることを明確にしたものです。パブリックコメントに係るそのほかの変更につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、同じく9ページにございます、4. 入札に参加する者の募集に関する事項を御覧ください。(1)に今後のスケジュールを記載しております。各作業を枠線で囲んでおりますが、次の10ページに移りまして、枠線で囲まれた行の上から2行目、3行目、黄色く網かけられた部分で、開札・落札予定者等の決定を令和5年1月下旬、業務の引継ぎを令和5年1月下旬から令和5年3月下旬としております。

現行契約では、開札が2月上旬に行われ、準備期間は約7週間、1か月半程度でしたが、準備期間を約10週間、2か月半程度確保したスケジュールに見直しをいたしました。これについては、同じく本年4月の事業評価に係る御審議の中で、準備期間のさらなる前倒しを検討できないかとの御意見を頂戴したことを踏まえまして、業者ヒアリングを通じて

必要な期間について確認を行ったところ、2か月は必要、落札後の準備期間は2か月あれば入札参加は可能との回答が複数業者からございました。これらのヒアリング結果を踏まえ、開札時期を令和5年1月下旬に前倒しし、業務の引継ぎ期間を令和5年1月下旬から3月下旬まで約10週間、2か月半程度確保することを通じて、多くの業者が入札に参加しやすくなるよう配慮したものです。

以上が実施要項（案）に係る主な変更点でございます。

続きまして、実施要項案の別紙4、業務仕様書の主な変更点につきまして説明させていただきます。

こちらは、本年4月の事業評価の御審議において、近隣施設の管理業者へのヒアリングを通じた仕様書の見直しができないかとの御意見をいただいておりますので、ヒアリングを実施して仕様書の見直しを行うものでございます。

まず、清掃業務についてですが、御覧いただいている資料の35ページの下の方、3. 作業実施日という項目がございます。当庁舎に隣接しております、さいたま新都心合同庁舎2号館の状況を確認するとともに、業者ヒアリングを通じて仕様書の確認をいたしました。

その結果、日常清掃に関しまして、1号館では現行、事務室の床清掃を2日に1回行っているところ、2号館では3日に1回、また、業者ヒアリングにおいても、事務室の床は3日に1回が主であるとの回答がございました。また、廊下、階段などの共用部分の床清掃について、現在は毎日実施しておりますが、現行の契約業者に確認したところ、週1回でも十分であるとの回答がありました。その結果を踏まえまして、事務室については3日に1回、廊下、階段などは週1回に清掃頻度を変更しております。

なお、ただいまの説明に関連して一部補足いたします。枠線で囲まれております部分の清掃内容の項目について、上から3行目の黄色の網かけされた官署専用部分の箇所がございます。事務室の床清掃（一部1週間に1回）と記載されておりますのは、打合せ室や会議室など、常時人が作業しない個室等を指しております。同様に、その下の共用部分の項目にも黄色の網かけ箇所がございます。こちら、赤い文字の括弧書きで（一部毎日）とございますが、エントランスホールを指すものでございますので、御承知おきください。

続いて、設備点検等業務について少し説明いたします。

お手元配付資料のうち、表紙の右下に245分の1と表示された厚いものでございます。こちらの実施要綱（案）の業務仕様書、36ページになります。こちらにおいては、業務

遂行上求めている業務従事者の資格について、機器故障時の1次対応や消耗部品の交換等への対応のために、現行、1級計装士及び1種電気工事士の免状取得者を業務従事者の中から選任することとしておりましたが、現行の契約業者に確認したところ、電気主任技術者をはじめ、点検保守に必要な他の資格により1次対応などが可能なため、選任不要としても業務に支障がないことが確認できたことから、入札参加要件を緩和する観点から削除いたしました。

警備業務については、既に現行契約におきまして、先ほどの2号館を参考にして警備体制の見直しを図っておりますことから、大きな変更はございません。また、パブリックコメントにおきましても、意見はございませんでした。

そのほか、各業務共通の修正、変更について御説明いたします。設備点検等業務の実施要項(案)、37ページの(13)でございます。令和2年12月に官民競争入札等監理委員会から発出されました、「市場化テスト事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する実施府省等の対応等について」に係る文書に基づき、不測の事態等により別途費用が発生した場合、負担は委託者と協議の上、決定するものとするを追記いたしました。

また、35ページにお戻りいただきまして、赤い文字で表示してございます6番ですが、合理的配慮の提供とございます。こちらは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第7条第2項に基づき、関東財務局管内で一律に、社会的障壁の除去を必要とする場合に、必要かつ合理的な配慮の提供を行うことを仕様書に記載することとしたため、その旨を追記しております。

なお、パブリックコメントに係る変更につきましては、前半で申し上げた納税証明書や社会保険料納入確認書等の資格要件に係る修正のほか、設備点検等業務において、現状に合わせて設備の数量等を変更する対応を行っております。

簡単ではございますが、以上で当局からの説明を終わらせていただきます。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ただいまの実施要項(案)の説明につきまして、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。石田委員、よろしく願いいたします。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。

清掃業務について、清掃の頻度を減らしたということなんですけど、これを減らすことによって予定価格というのは減少させるんでしょうか。

○横井管理官 御質問ありがとうございます。ただいまの御質問につきまして、横井のほうからお答えいたします。

予定価格の算定におきまして、その頻度によって価格のほうも下がるものと認識しております。

○石田副主査 ありがとうございます。

あともう一つ、入居されている10官署の中で、テレワークというのはあまり進んでいないのでしょうか。もしも進んでいるのであれば、それを考慮して清掃の頻度というのはいくらか変えることもできるのかなと思うんですが、現状を教えてください。

○横井管理官 御質問ありがとうございます。引き続き横井のほうからお答えいたします。

テレワークにつきましては、各官署様々な取組状況となっております。正直申し上げて、現状でどこの官署が何割出勤というのを、はっきり私どもも確認ができていないわけではございませんが、今いただきました意見など諮りまして、反映できるところについては、予定価格、清掃の頻度などにまた反映していきたいと考えております。

○石田副主査 御回答ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

そのほか、御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

事務局のほうから何か確認すべき事項等ございましたら、よろしく申し上げます。

○事務局 先ほど石田委員から、10官署入居していますが、それらの官署のテレワークの状況について把握していますか、それを踏まえて、清掃の頻度を見直す余地がないですかということで御意見いただきまして、それに対して、財務局においてはどこの官署が何割出勤されているかについては把握していないので、把握、確認した上で、清掃頻度について見直したいということでございました。これは財務局で近々に入居官署に対して状況を把握してまた検討されるということ、その結果を踏まえて、委員の方々にその結果をお伝えするというところでよろしかったでしょうか。そのような流れで、財務局において、進めただけならばと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局 今のような形でよろしいでしょうか。後ほど確認をして御報告という形で。ありがとうございます。

それでは、古笛主査、取りまとめのほうをお願いいたします。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱

いや、監理委員会への報告資料の作成につきましては御一任いただきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、先ほどの石田委員の御確認事項についてもお知らせさせていただき、適宜意見交換をさせていただきたいのでよろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。以上となります。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、財務省関東財務局の方、御退室をお願いいたします。

○横井管理官 ありがとうございました。失礼いたします。

○事務局 お疲れさまです。では、次の議題に移ります。準備ございますので、いましばらくこのままでお待ちください。

(財務省 退室)

(国立研究開発法人科学技術振興機構 入室)

○事務局 続きまして、「国立研究開発法人科学技術振興機構の外国人研究者宿舎生活サポート等業務」の実施要項(案)につきまして、国立研究開発法人科学技術振興機構の国際部、小林部長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でよろしくお願いいたします。

○小林部長 ありがとうございます。私は科学技術振興機構国際部の小林と申します。本日は貴重なお時間を頂戴し、誠にありがとうございます。

今御説明がございましたとおり、私どもの外国人研究者宿舎生活サポート等業務につきましての御審議をお願いいたします。

こちらの業務ですが、5月24日火曜日に開催された第658回入札管理小委員会において、1者応札が継続しており競争性の確保に課題があるとの御指摘を受け、市場化テストをさらに継続することになっております。本日は5月に御指摘いただいた内容を踏まえ、変更した内容を中心に次回入札の実施要項(案)について御説明をさせていただきます。

それに先立ちまして、最初に5月の小委員会において検討していると申し上げました事

業規模の縮小について、大変大きな動きがございましたので、説明をさせていただきます。

現在御案内のとおり、J S Tでは竹園ハウス36室、二の宮ハウス175室の2つの宿舎をつくば地区において保有、運営しているところでございます。このたび、入居率や施設の老朽化等を踏まえ、規模の小さい竹園ハウスについては、令和4年度の末をもって宿舎としての利用を終了することにいたしました。これに伴い、令和5年度以降の本業務の規模を縮小し、関連する業務項目を廃止する所存でございます。

そのほかの変更点につきましては、賀持より説明をさせていただきます。

○賀持調査役 それでは、続きましてJ S Tの賀持から説明させていただきます。

実施要項（案）の変更点及び競争性の向上に資する対応について、ポイントを絞って御説明をいたします。

前回の小委員会で御指摘がございました、英語（日常会話程度）を用いて業務を行うことのできる要員を確保すること、つくば市で勤務可能な人員確保、そして、イベントの企画運営、生活に係る情報提供や周辺施設への付添い等が1者応札の主たる要因であると考えまして、前回入札時の仕様から大幅に変更を行ってございます。

実施要項（案）の主な変更点の1つ目でございますけれども、恐らくお手元の資料でいきますと28ページになるかと思いますが、仕様書の（1）業務管理体制の②要員でございます。この項目におきまして、入居者が外国人であることに鑑み、英語（日常英会話程度）を用いて業務を行うことのできる要員を確保することと従来してございましたけれども、英語の要員は必要に応じてといたしまして、さらに、自動翻訳機等を活用することも可と明記をして、要件を緩和しております。

次に2点目でございます。この続きで記載のございます、想定する要員についてですが、各業務の合計は10名としておりましたところ、今回変更する業務内容の削減等によりまして6名減らして4名とするとともに、事業者からの提案により、増減可能と明記をいたしまして、要件を緩和することといたしました。

また、従前は全員が宿舎での勤務を前提として記載してございましたけれども、最低1人が宿舎で勤務をすれば、他の要員につきましては業務の内容や状況に応じてWEB及び電話等を活用し、リモートによる勤務を可能と見直しをしております。これによりまして、つくば市で勤務する人員の確保が困難であるといったような参入障壁の緩和を行っております。

加えまして、窓口の業務につきましては、他の業務と異なりまして、年末年始を除いて

これまで土日祝日の勤務を行ってきております。窓口業務においても他の業務と同じ月曜から金曜、いわゆる平日のみと修正をいたしまして、事実上、定数以上の人員確保が必要となっておりました状態を変更いたしました。

続いて30ページにまいります。(4)生活支援及び交流促進業務において、生活に係る各種情報提供、役所への付添い及び交流イベント等の企画運営を必須としておりましたが、5月の御指摘を踏まえまして、生活支援の内容を見直すとともに、交流イベントの企画運営を廃止いたしました。これによりまして、つくばでの勤務、あるいはつくばの事情に精通した人員の確保、これが困難であるという参入障壁を緩和したと考えております。

最後になりますが、競争性の確保、取組、そしてパブリックコメントの実施結果でございます。

まず、初めての取組でございますけれども、本日御審議いただいておりますので確定する前の段階ではございましたが、実施要項(案)の説明会を8月30日に開催いたしました。3年前の入札時にも複数の業者に声かけをさせていただいていたのですが、そのときお声がけした業者5者に御連絡をして、現在の事業者も含めて、合わせて3者に参加いただくことができました。

次にパブリックコメントの結果でございます。8月22日から9月12日まで実施しておりました。13件コメントがございまして、いずれも今の実績ですとか業務内容に関する質問でございました。

この質問の中で、二の宮ハウスにありますゲストルームの数、あるいはこれらのリネン清掃に関するものがございまして、リネン清掃業務が管理運営業務と生活サポート業務の2つに分かれているということが効率的と言えないと私どものほうで判断をいたしまして、管理運営業務にひとまとめにする仕様の修正を行うことといたしております。該当箇所につきましては30ページの⑦になります。ゲストルームの寝具・タオル等のクリーニングに関する記載を削除しております。

以上でございまして、今回の入札においては、これまで以上に競争性の確保に係る取組を進めておりますが、引き続き業者への周知等には努めていきたいと考えております。

御説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ただいまの実施要項(案)の説明につきまして、御質問、御意見のある委員

は御発言をお願いいたします。石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。現状についてちょっと教えていただいたんですが、二の宮ハウスのみ存続ということで、175部屋中、今何部屋入っているんでしょうか。

○賀持調査役 今現在の部屋の数というのは、確かな数字が手元にございせんけれども、おおむね60%の入居率でございます。

○石田副主査 ありがとうございます。

○事務局 稲生先生、お願いいたします。

○稲生専門委員 御説明ありがとうございました。いろいろと見直しがあって、それに対して積極的に対応いただいているということだと思います。

1点確認がありまして、業務範囲の見直しの御説明があったと思うんですが、交流イベント等の企画運営が廃止になったとか、これはすごくダイレクトに理解できるんですが、生活支援業務の緩和のお話があったと思うんですけれども、例えばこれ、145分の10ページのところで生活支援業務というのがあるんですが、結局この生活支援業務として残った業務というのが何なのか。つまり、外国語の関係の支援であるとかのほかに、残った業務というのはどういうものがあるのかなということを一応確認できればと思います。よろしく申し上げます。

○賀持調査役 生活支援業務というのは、先ほど申しあげました情報提供ですとか付添いのサービス、これらが主たるものであったのですが、それ以外のごみ出しですとか、いわゆる生活に必要な最低限のものといいますか、近隣所トラブルの話ですとか、内部への周知など生活に必要な最低限の支援が残っていると御理解いただければ結構かと思えます。

○稲生専門委員 分かりました。ありがとうございます。理解いたしました。

○事務局 そのほかにございますでしょうか。辻先生、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。私も今の生活支援業務に関心を持っておりまして、できれば実施要項上にもう少し今お話しになった内容を例示として出していただけると、初めて手を挙げる方も、そのレベルが大体最低限と認識されているのかなということを知るのかなと思うんですけれども、生活支援業務について、もう少し例示を具体的に、リストを作って列挙なさるようなことは可能でございましょうか。

○賀持調査役 検討させていただきます。

○辻副主査 お願いいたします。

○事務局 そのほかに御意見等ございますでしょうか。石村先生、お願いいたします。

○石村専門委員 先ほど石田先生から稼働率について質問があって、入居率、入居している今現在の部屋が60%ですと。一般的には不動産賃貸管理業で60%って、前回にもお話ししたように、もうやっていけないんですよ。145分の51ページの外国人研究者宿舎利用条件の中で、外国人研究者、2番目が宿舎の外国人研究者と交流を行う日本人研究者で、つくばには大学関係がたくさんあるので、もうちょっと入居してもらえるように条件とか緩和されてはどうかと思うんです。というのは、このままいくと、竹園ハウスが閉鎖され、二の宮ハウスも本当にやっていけなくなるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○賀持調査役 入居率は去年は40%台だったため収益面で御懸念をいただいたかと記憶しております。現時点では政府の水際対策緩和を受けまして、かなり改善をできて60%台であります。コロナ前は80%程度を維持しておりました。竹園ハウスを廃止することで、1つの宿舎でやっていけるのかという想定は考えておまして、コロナ前の水準に戻れば87%ぐらいの入居が見込めるものと計算しております。その際、今の時点では、日本人の研究者については御遠慮いただくという形にルールの見直しを行っているところで

す。

○石村専門委員 いや、ということは、コロナは確かに緩和する方向ではあるけども、また、いつ外国人の研究者が入居してもらえるという保証がない状況であれば、そこにこだわらず、むしろ継続するというのを最優先にしておかないと、そもそもこちらのもう一つのほうも閉鎖という形にはならないんですかね。要は、弾力的に、1年ごとに入居条件や何かを見直してやっていかないと、今の時代、外国人研究者目的という条件にこだわっていると、いずれは二の宮ハウスのほうも閉鎖せざるを得なくなるのではないかと思ったんですけど、そういうことはないんですか。

○賀持調査役 当然のことながら、今後の利用状況の推移を勘案しながら、入居資格について見直しをしていきたいと思っております。

しかしながら、この事業としては外国人研究者の宿舎として国から予算をいただいているという背景もございますので、その趣旨に反しない範囲で進めていきたいと考えております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○事務局 小松先生、お願いいたします。

○小松専門委員 今のお話ですけれども、そもそも外国人研究者が宿舎を必要……、外国人に限らずですが、つくばに来られるゲスト的な方はたくさんおられると思うんですけれども、需要がどのくらいあるのかというのは把握されているんですか。コロナとか、いろんな事情で今はちょっと特殊な状況になっちゃっているのはしょうがないと思いますけれども、そもそも年間どのくらい需要があるかというのを勘案した上で、二の宮ハウスはどのくらいの需要を引き受けるべきなのかというような、そういう議論が本当は先に必要なんじゃないかと思うんですが、その辺は把握されているんでしょうか。

○賀持調査役 正確なアンケート等があるわけではないですけれども、つくば市にいらっしゃる外国人の、毎年大体何名くらいお見えになるかというデータは参考にしながら、ただ、これは私どもの宿舎が収容できる10倍以上の数字だと認識をしております、私どもの宿舎が全てを賄う受皿としてはなり得ないと考えております。私どもの宿舎に入られる方も、日数が短い方から長い方までいらっしゃるので、ホテルですとか、民間の住宅ですとか、使い分けていらっしゃるものと認識をしておりますけれども、その中で私どもがどの程度の規模で宿舎を必要とするのかは今後も勘案して事業継続を判断したいと思っております。現状では一定程度の、必要性があると判断をしております。

○事務局 小松先生、引き続きお願いします。

○小松専門委員 需要調査というのはどういうところでもやっているはずなので、全数調査をする必要はないと思うんですけれども、やっぱり時々サンプルを抽出して、外国人の研究者がどのくらい来ているか、あるいは何日くらい滞在するのかというようなりサーチを定期的におやりになって、それで動向を踏まえて判断されるということもぜひやっていただきたいなと思います。ほかの民間の施設もたくさんあると思うので、その辺との比較とか、科学的なものもいろいろ分析しなきゃいけないんで、そういう経営的な努力を少し、やっぱりされる必要があるような気がします。その上でどうするかというのを判断し、継続的にしていただければなと思いますので、これはちょっとお願いです。よろしく申し上げます。

○賀持調査役 継続的に公的な団体の調べも参考にしながら考えていきたいと思っておりますが、同時に地元のつくば市さんとも御相談しながら進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

○事務局 よろしゅうございますでしょうか。そのほかに御意見、御質問等ございましたら

ら、よろしくお願いいいたします。

それでは、事務局のほうから何か確認すべき事項等はございますでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。先ほど辻委員からのご質問に、1点だけ確認させてください。生活支援業務の例示の記載の件ですが、145分の30ページに廃止したことが見え消しになっていまして、業務として維持する点は、145分の31ページに①から⑤まで書かせていただいています。これでは不十分ということで、もっと詳細に記載した方がいいということでしょうか。

○辻副主査 辻でございます。よろしいでしょうか。

○事務局 どうぞ、よろしくお願いたします。

○辻副主査 ありがとうございます。今拝見いたしました。実施機関としては、ここに書いてあるもの以外には特段ないという理解でよろしいのでございましょうか。

○賀持調査役 はい、さようです。

○辻副主査 でしたら結構でございます。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。そうすると、今回、今後運営していく点について、いろいろ御助言いただきましたが、実施要項（案）については修正する部分はないという認識でよろしいでしょうか。

○事務局 ないということで承ります。

それでは、古笛主査、取りまとめのほうをよろしくお願いいいたします。

○古笛主査 委員からいろいろ御意見が出ましたけれども、実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては御一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容などに何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

委員から出ました経営努力の点などにつきましては、実施府省において御検討いただけましたらと思います。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる御質問とか御意見がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これで終了となります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、科学技術振興機構の皆様方、お疲れさまでした。退室をお願いいたします。

(国立研究開発法人科学技術振興機構 退室)

— 了 —